

一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

第三条の表三の項中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

第七条第二項中「映像又は」を「映像若しくは」に、「フロッピーディスク、光ディスク若しくは」を「光ディスク」に改める。

別記第四号様式中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会告示第四百十九号

東京都選挙管理委員会が保有する個人情報保護に関する規程（平成三年東京都選挙管理委員会告示第四十二号）は、廃止する。

令和四年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会告示第五百十号

東京都選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第三百一十一号）は、廃止する。

令和四年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

規則(人)

東京都人事委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二十号

東京都人事委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

第三条の表三の項中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

第七条第二項中「映像又は」を「映像若しくは」に、「フロッピーディスク、光ディスク若しくは」を「光ディスク」に改める。

別記第四号様式中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都人事委員会

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都人事委員会

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二十一号

東京都人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

東京都人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成三年東京都人事委員会規則第一号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都人事委員会

東京都人事委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二十二号

東京都人事委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

東京都人事委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則（平成二十七年東京都人事委員会規則第二十三号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都人事委員会

附則

訓令(人)

●東京都人事委員会訓令第三号

東京都人事委員会電子情報処理規程（平成二十八年東京都人事委員会訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十二日

東京都人事委員会委員長 青山 侑

第三条中「東京都個人情報保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号）及び東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

訓令（監）

●東京都監査委員訓令第四号

東京都監査事務局

東京都監査委員電子情報処理規程（平成二十年東京都監査委員訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十二日

- 東京都監査委員 伊藤 ゆう
- 東京都監査委員 伊藤 こういち
- 東京都監査委員 茂垣 之雄
- 東京都監査委員 岩田 喜美枝
- 東京都監査委員 松本 正一郎

第三条中「東京都個人情報保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号）及び東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

告示（監）

●東京都監査委員告示第七号

東京都監査委員が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都監査委員告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十二日

- 東京都監査委員 伊藤 ゆう
- 東京都監査委員 伊藤 こういち
- 東京都監査委員 茂垣 之雄
- 東京都監査委員 岩田 喜美枝
- 東京都監査委員 松本 正一郎

第三条の表三の項中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

第七条第二項中「映像又は」を「映像若しくは」に、「フロッピーディスク、光ディスク若しくは」を「光ディスク」に改める。

別記第四号様式中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都監査委員告示第八号

東京都監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程（平成三年東京都監査委員告示第一号）は、廃止する。

令和四年十二月二十二日

- 東京都監査委員 伊藤 ゆう
- 東京都監査委員 伊藤 こういち
- 東京都監査委員 茂垣 之雄
- 東京都監査委員 岩田 喜美枝

東京都監査委員 松本 正一郎

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都監査委員告示第九号

東京都監査委員が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成二十七年東京都監査委員告示第三号）は、廃止する。

令和四年十二月二十二日

- 東京都監査委員 伊藤 ゆう
- 東京都監査委員 伊藤 こういち
- 東京都監査委員 茂垣 之雄
- 東京都監査委員 岩田 喜美枝
- 東京都監査委員 松本 正一郎

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

告示（労）

●東京都労働委員会告示第六号

東京都労働委員会が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都地方労働委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十二日

東京都労働委員会

第三条の表三の項中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

第七条第二項中「映像又は」を「映像若しくは」に、「フロッピーディスク、光ディスク若しくは」を「光ディ

スク」に改める。

別記第四号様式中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都労働委員会告示第七号

東京都労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成三年東京都地方労働委員会告示第一号）は、廃止する。

令和四年十二月二十二日

東京都労働委員会

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都労働委員会告示第八号

東京都労働委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成二十七年東京都労働委員会告示第六号）は、廃止する。

令和四年十二月二十二日

東京都労働委員会

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

告 示 (収用委)

●東京都収用委員会告示第六号

東京都収用委員会が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都収用委員会告示第二号）の一部を次のよう

に改正する。

令和四年十二月二十二日

東京都収用委員会

第三条の表三の項中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

第七条第二項中「映像又は」を「映像若しくは」に、「フロッピーディスク、光ディスク若しくは」を「光ディスク」に改める。

別記第四号様式中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都収用委員会告示第七号

東京都収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成三年東京都収用委員会告示第一号）は、廃止する。

令和四年十二月二十二日

東京都収用委員会

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都収用委員会告示第八号

東京都収用委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規程（平成二十七年東京都収用委員会告示第二号）は、廃止する。

令和四年十二月二十二日

東京都収用委員会

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

告 示 (固評審)

●東京都固定資産評価審査委員会告示第五号

東京都固定資産評価審査委員会が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都固定資産評価審査委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十二日

東京都固定資産評価審査委員会

第三条の表三の項中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

別記第四号様式中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都固定資産評価審査委員会告示第六号

東京都固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成三年東京都固定資産評価審査委員会告示第三号）は、廃止する。

令和四年十二月二十二日

東京都固定資産評価審査委員会

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都固定資産評価審査委員会告示第七号

東京都固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成二十七年東京都固定資産評価審

査委員会告示第二号)は、廃止する。

令和四年十二月二十二日

東京都固定資産評価審査委員会

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

告 示 (海区漁調)

●東京海区漁業調整委員会告示第四号

東京海区漁業調整委員会が行う情報公開事務に関する規程(平成十六年東京海区漁業調整委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十二日

東京海区漁業調整委員会

第三条の表三の項中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

第七条第二項中「映像又は」を「映像若しくは」に、「フロッピーディスク、光ディスク若しくは」を「光ディスク」に改める。

別記第四号様式中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京海区漁業調整委員会告示第五号

東京海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成十六年東京海区漁業調整委員会告示第六号)は、廃止する。

令和四年十二月二十二日

東京海区漁業調整委員会

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京海区漁業調整委員会告示第六号

東京海区漁業調整委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成二十七年東京海区漁業調整委員会告示第二号)は、廃止する。

令和四年十二月二十二日

東京海区漁業調整委員会

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会告示第四号

東京都内水面漁場管理委員会が行う情報公開事務に関する規程(平成十一年東京都内水面漁場管理委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十二日

東京都内水面漁場管理委員会

第三条の表三の項中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

第七条第二項中「映像又は」を「映像若しくは」に、「フロッピーディスク、光ディスク若しくは」を「光ディスク」に改める。

別記第四号様式中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都内水面漁場管理委員会告示第五号

東京都内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成三年東京都内水面漁場管理委員会告示第二号)は、廃止する。

令和四年十二月二十二日

東京都内水面漁場管理委員会

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都内水面漁場管理委員会告示第六号

東京都内水面漁場管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成二十七年東京都内水面漁場管理委員会告示第二号)は、廃止する。

令和四年十二月二十二日

東京都内水面漁場管理委員会

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

